

(旧) 国家改革運営議会 (NRSA) について

背景

2014年（暫定）タイ王国憲法38条に基づき、タイ国家改革評議会（NRC）の解散に伴い、国家改革運営議会（以下NRSA）が39条2項により代わりに設置されました。NRSAは、憲法27条による前のNRCの国家改革業務を引継ぎ、遂行しました。改革の重要性・緊急性及び目標達成を考慮の上、27条の下での分野ごとにおける改革のため、調査・分析などを行い、改革方針を策定し、国家立法議会（以下NLA）・内閣・国家平和秩序評議会（NCPO）・関係機関へ提言する権限を有しました。

NRSAの改革関連法律の制定について、「財政・予算以外の改革分野に必要な法律又は憲法附属法の場合、決まりとしてNRSAがその改革に関する法律の原案を作成し、NLAに提出する。しかし、財政・予算に関する法律又は附属法の場合、その法律の原案を作成し、内閣に提出する」とされていました。

一方、NRSA設置の委員会について、2015年NRSA法の規定において、NLAの決定・命令した仕事を執行する役割を務める「常任委員会」と「特別委員会」を2つ設置できると定められていました。つまり、常任委員会は、政治改革、行政改革、法律・司法改革、地方行政改革、教育改革、経済改革、公衆衛生・環境改革、メディア改革、社会改革及びスポーツ・芸術・文化・宗教・道徳・倫理に関する行政改革の11の委員会がありました。各委員会は、それぞれ改革担当分野についての調査・分析結果を踏まえて、国家改革に向けた改革計画・手法・実行期間及び提言を決める役割を果たしました。そして特別委員会は、国家改革、汚職防止及び交通安全制度の3つの委員会がありました。各委員会は上記の常任委員会と同様に役割を担っていました。

NRSAは2017年（新）タイ王国憲法266条により2017年7月31日に解散をし、全ての国家改革実施責任を首相に付与しました。

衆議院事務局 | 外国語事業担当局 | 日本語通訳・翻訳

翻訳: タカウイット・ミンクワン

参考サイト:

https://www.parliament.go.th/ewtadmin/ewt/parliament_parcy/ewt_dl_link.php?nid=43071&filename=house2558_2

改革実施の優先順位付け

2017年の緊急かつ重要な改革事項 (27件)

「国のメカニズム（仕組み）」

- 予算・財政改革
- 司法改革
- 地方自治制度改革

地方行政改革

地方人事行政改革

- グッドガバナンスのための国のメカニズムの改革
- 国家機構改革・中央地方関係に関する取り組み

「下層階級・貧困者を対象したコミュニティ開発道具」

- 貧困者向けの金融
- 社会的企業
- 農地銀行

「将来の経済」

- 維持的観光
- 創造的経済
- バイオエコノミー（生物経済）
- デジタルエコノミー（デジタル経済）

「人」

- 教育改革
- 労働改革
- 健康管理改革
- 高齢化対策の取り組み
- スポーツ開発事業の取り組み
- 民主主義に基づく政治の文化の構築促進
- メディア改革

「インフラ」

- 森林資源
- 水管理
- 都市計画
- エネルギー管理
- 気候変化対策
- 国の文化遺産管理の取り組み

サイバー・セキュリティ

ロジスティクス